

平成 30 年度（2018 年度） おゆみ野ほたる会定期総会議事録

- 1 日時 平成 30 年 4 月 1 日（日） 13：00～15：00
- 2 場所 ちばぎんおゆみ野ホール
- 3 正会員数 108 世帯
- 4 出席者数 107 世帯（委任状による出席者 77 世帯を含む）
- 5 配付資料 おゆみ野ほたる会/防災会 平成 30 年度定期総会
- 6 議事

（1）開会宣言

会則第 13 条により、総会の成立を確認
（全 108 世帯中、合計 107 世帯の出席）

（2）議長委嘱

会則第 15 条に基づき、矢島氏（3 班）に本総会の議長を委嘱

（3）議案

- | | | |
|---------|-------------------|------------|
| 第 1 号議案 | 平成 29 年度活動報告 | 承認 |
| 第 2 号議案 | 平成 29 年度会計決算報告 | 承認 |
| | 防災倉庫備品の状況報告 | 承認 |
| 第 3 号議案 | 平成 29 年度会計監査報告 | 承認 |
| 第 4 号議案 | ほたる会会則改定 | |
| | ①□第 28 条（弔慰金）改定案 | 取り下げ（継続検討） |
| | ②□第 5 条（区域及び班）改定案 | 承認 |
| 第 5 号議案 | 平成 30 年度役員選出 | 承認 |
| 第 6 号議案 | 平成 30 年度活動計画（案） | 承認 |
| 第 7 号議案 | 平成 30 年度予算（案） | 承認 |
| 第 8 号議案 | その他 | |

①防災倉庫内の過去の自治会書類の廃棄

防災倉庫内に過去の自治会書類が衣装ケース 2 箱分あり占有しているため、保管が必要な書類（領収書などが考えられる）を除き、廃棄ルールを決めて処分することを今後、検討いたします。

②自治会とゴミステーション

ゴミステーションの維持管理は各自治会で清掃当番などの持ち回りなどで運用しているが、自治会に加入していない住民もゴミステーションを使用する権利は法令で保障されている。従って、自治会に入っていないという理由でゴミステーションの利用を拒否できないことを理解して非会員の方々には対応して欲しい。

7 質疑

1) 井戸水水質調査および発電機による井戸水汲み上げ訓練について

Q：対象となった世帯数は。

A：6世帯。

Q：水質検査費用について、以前は、6,300円/世帯であったが今回の費用は。

A：検査費用は7,000円/世帯だが、採水実施料が別に3,000円の費用が掛かっており、合計45,000円＋消費税。

Q：水質検査発電機による井戸水汲み上げ訓練の対象は全世帯が対象か？

A：今回の対象は2世帯。⇒後日、再確認。3世帯に訂正します。

Q：いざという時のために、対象となる井戸全てで汲み上げ可能であることを確認しておく必要はないか。

A：従来の汲み上げ訓練をどこの井戸で実施したかを確認して、今後の計画に反映していくことが必要になると思われる。

2) 空き地の草刈について

Q：対象の空き地は。

A：おゆみ野中央7丁目7-5の空き地。

Q：本来ならば所有者が実施しなければならない草刈作業だが、再々、区役所から所有者に申し入れて頂いたが進まず、今回は、ほたる会で草刈作業を実施して頂き大変ありがたかったが、今後も自治会で実施していくのか？

A：今回は会長が個人のボランティアとし草刈道具を区役所から借りて、やむを得ず実施した経緯がある。本来の姿（所有者による草刈）で実施できるよう、行政への働きかけを続けていく必要があると考える。

3) 自治会保険料について

Q：昨年度の総会で、自治会保険料の見直しを提案したが、平成29年度の会計報告では費用が減っている。見直されたのか。

A：提案を受けて複数の保険会社から見積もりをとり、保険会社を変えた。但し、保険内容は同じ。

4) ほたる会会則改定、第28条（弔慰金）

Q：具体的な説明が欲しい。

A：2世帯住宅の方を想定した場合、例えば、世帯主の息子様が自治会活動に役員として活動して頂いた際に不幸があった場合、現在の規定では同居ご家族扱いの弔慰金となるが、これを世帯主と同じ扱いにする、ということ。

⇒ 本案件については現時点では、会員の中でまだ意見集約できていない状況なので、今回の総会での議決は見送る（執行部より取り下げ、とする）

5) 役員の連絡先

Q：何か困ったこと、相談したいことがあり、ほたる会の役員に連絡をとりたい時に、現在は役員の電話番号も個人情報保護法もあり情報開示されていないので不便を感じる。

A：個人情報保護法のもと、どのように自治会内で情報開示していく方法がよいのか、新年度役員の方々にもご検討頂きたい。

6) 1 班に隣接した新築ご家庭へのほたる会への勧誘について

Q：1 班に隣接して 4 軒ほど新築のご家庭があるが、ほたる会への勧誘の状況はどうか。

A：4 軒中、入会して頂けたのは 1 軒のみ。 残りの 3 軒は自治会への入会を望まれていない。

7) 餅つき行事について

Q：昨年度は年末の（冬の防災訓練後の）餅つきが開催されなかった。餅つきはお子様や高齢者の方々には楽しみな行事の一つなので、今年度は復活して欲しい。

A：昨年度は餅つきの段取りを熟知したメンバーが居らず、開催しなかった経緯あり。 経験者や興味・意欲のある方々を中心にした実行委員を募る方法など、今年度は新役員の方々に検討頂きたい。

8) 自治会としての火気取り扱いのルール

Q：自宅でバーベキューや花火など火気を使用した催しを実施する際の、自治会として取り決めているルールはあるのか。

A：特に取り決めはないが、ご近所の迷惑にならないよう常識の範囲内でお願いすることになると思う。

以上